

北海道興部高等学校 いじめ防止基本方針

第1条（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育活動を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそがあり、絶対あってはならない。

第2条（目的）

本基本方針は、学校内外におけるいじめを総合的かつ効果的に防止することを目的とする。

第3条（いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

第4条（いじめの禁止）

何人も他者に対して、いじめを行ってはならない。

第5条（いじめの報告）

いじめ等が疑われる行為や話を見聞した者は、すぐにその事実を本校教職員に報告しなければならない。

第6条（いじめの認知）

ある事案がいじめであるかどうかは、被害者である生徒の認識を尊重しながら、関係する全ての情報等を十分に精査検討した上で、いじめ対策委員会が行う。

第7条（いじめ対策委員会）

本校には、次のとおり「いじめ対策委員会」を設置する。ただし、事案に応じて柔軟にその構成を修正できるものとし、外部有識者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察署員等を含むこともある。

いじめ対策委員会

1 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な行動計画の作成・実施・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) いじめが疑われる情報があった時、関係生徒への事実関係を聴取し整理、記録
- (4) いじめ事案に対する指導や保護者との連携・支援の体制・対応方針の決定と実施

2 構成

委員長（校長）、副委員長（教頭）、委員（生徒指導部長・各学年主任・養護教諭）

参考【関係機関】：北海道警察北見方面興部警察署生活安全課、興部地区被害者支援連絡協議会、紋別人権擁護委員協議会、北海道北見児童相談所、興部町保健福祉課、各関係医療機関

第8条（いじめの未然防止）

生徒自らが互いを認め合う人間関係・学校風土を醸成し、全ての教育活動を通じて生徒に集団の一員としての自覚や自信を育み、いじめの未然防止に努める。そのため、別紙1にある取組を推進する。

第9条（早期発見）

いじめを早期発見するために、次のとおり、生徒の小さな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有し、それに基づき速やかに対応する。

- ア 道教委及び本校独自のいじめアンケートを定期的に行う。
- イ 校内巡回及びネットパトロールを毎月定期的に行う。
- ウ 日常で気になった変化や事例はその日のうちに学年や管理職等に必ず報告する。
- エ 職員会議及び教育相談・特別支援委員会、学年会議において、必ず生徒情報を報告・共有する。
- オ 保健室における気になる生徒情報は、その日に管理職や学年へと報告・共有する。
- カ 家庭での変化等を随時連絡してもらうように家庭との連携に努める
- キ 生徒指導部及び学年において、面談週間を企画し生徒の相談体制の整備を行う。
- ク 「24時間いじめ相談ダイヤル」等の情報は、毎年必ず生徒に周知する。
- ケ 個人面談や三者面談を有効利用して、情報収集に役立てる。

第10条（いじめに対する措置）

いじめ対策委員会でいじめとして対応すべき事案と判断された場合には、当該対策委員会が加害者及び被害者のその後の対応を計画し、問題の解消にいたるまで支援・指導を行う。

第11条（いじめに対する対応図）

いじめ事案に対する対応の流れは、別紙2の通りとする。

第12条（重大事態への対処）

いじめ事案が生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす恐れがあるなど犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめ防止対策推進法に基づき直ちに所轄警察署に相談・通報を行い、援助を求めるとともに、学校設置者に報告し指示に従って必要な対応を行う。

いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

平成26年4月1日施行

平成29年4月1日改正施行

平成30年3月22日改正施行

令和4年5月13日改正施行

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

(別紙1) いじめの未然防止

1 教科・科目等

学校の授業においては、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫し、わかる授業づくりを進める。そのため、公開授業週間を年2回設定し、研修する。

2 総合的な学習の時間

本校の進路学習である「職業調べ(1学年)」「職業体験(2学年)」においては、社会人との交流が図られる絶好の機会であるので、活動の重要性を事前に十分自覚させ、積極的に取り組むように指導する。また、この学習における発表活動において、コミュニケーションスキルの向上に配慮する。

3 特別活動等

学校の特別活動においては、心豊かに思いやりにあふれた社会人の育成のため、道徳教育や体験活動の充実を期す。

① ホームルーム活動

ホームルーム活動においては、望ましい人間関係を形成し集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、自主的で健全な生活態度を育成すべく、次の内容において、当該担任のみならず関係分掌や教科担任等が積極的に資料提供したり、個々の授業で適切に触れることを行うものとする。

ア 青年期の悩みや課題とその解決

イ 自己及び他者の個性の理解と尊重

ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任

エ 男女相互の理解と協力

オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立

カ ボランティア活動の意義の理解と参画

キ 国際理解と国際交流

ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

② 生徒会活動

生徒会活動においては、望ましい人間関係を形成し協力して諸課題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。特に、生徒が自主的に行う活動への支援を行う。

③ 学校行事

学校行事においては、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い協力してよりよい学校生活を築こうとする実践的な態度を育てる。

特に、体験入学会における生徒の主体的な運営は、高校生としての自負心や自信の育成につながるよう配慮すること。

④ 部活動

学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するように努めるとともに、自主性・自律性や不屈の精神の育成を目指す。

⑤ ボランティア活動

異学年との交流はもとより地域の人々や小中学校児童生徒との交流などを経験できる機会に積極的に参加させ、さまざまな世代との交流を体験させ、自己有用感の醸成に努める。

4 インターネット、スマートフォン等

いじめの多くがインターネットに起因する現状を鑑み、あらゆる機会を通じてインターネット等を通じた書き込みやその使い方等に関する指導並びに注意喚起を行うものとする。

北海道興部高等学校 いじめに関する組織対応の流れ

